

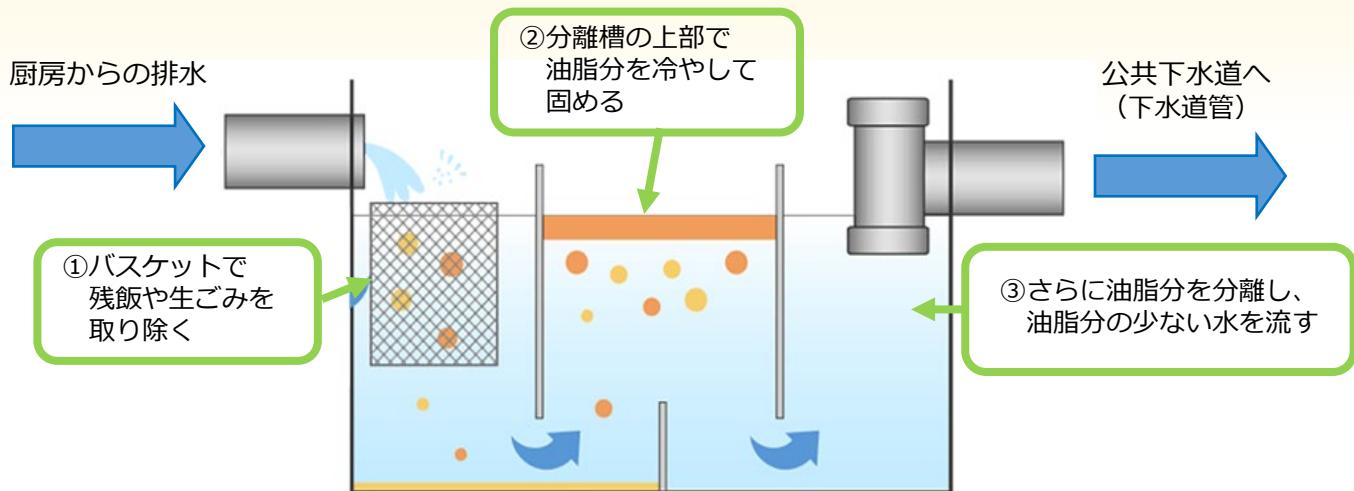
飲食店等のみなさまへ

油脂分を含む汚水を排出する事業場(飲食店等)は、必ず「グリース阻集器」を設置してください。

そしゅうき

グリース阻集器（グリーストラップ）とは

汚水中に含まれている油脂分を阻集器の中で冷やし、固めて除去することで油脂分が公共下水道（下水管）へ流し出さないことを防止する装置。



グリース阻集器の適切な維持管理

- ①毎日バスケットを清掃する。
- ②こまめにグリース阻集器上部に溜まった油脂を回収する。
- ③月1回程度グリース阻集器を清掃する。

適切に管理されていないと…

下水管の閉塞、悪臭の発生、害虫の発生等の原因となります。



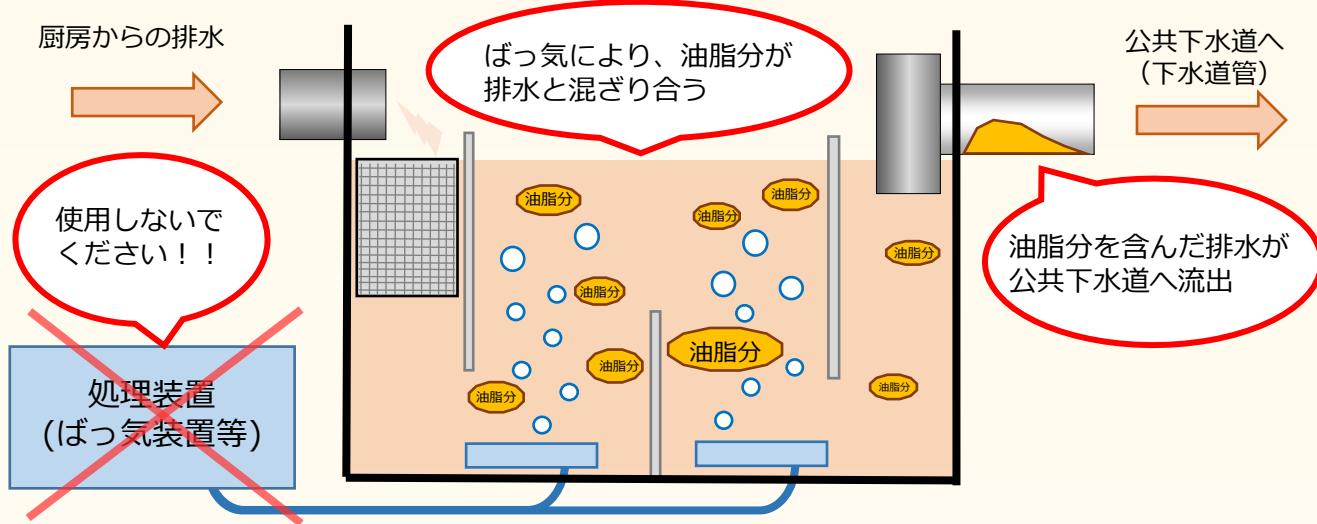
※事業活動により生じた
廃油・汚泥は、**産業廃棄物**
になります。

これらの処理は産業廃棄物処理業者に委託して
ください。
(問い合わせ先)
環境局産業廃棄物指導課
TEL 092-711-4303

注意！ ばっ気装置等の使用は認めていません！

バイオ菌等を投入し、ばっ気する(空気を吹き込む)装置や、オゾンを利用する装置など、グリース阻集器の維持管理が不要になるとされる処理装置がありますが、ばっ気装置等の処理装置を設置したグリース阻集器は、福岡市下水道条例施行規則第3条第2項の規定を満たさない装置となります。

これらの処理装置を使用すると、油脂分が排水と混ざり合い、分離されないまま流れ出すことにより、店舗(敷地)内の排水管や下水管を閉塞させる原因となりますので、ばっ気装置等は設置しないでください。



福岡市下水道条例施行規則第3条第2項

事業場等が排除する汚水が、土砂、油脂類、毛髪その他水に溶けない物質を含むものであるときは、汚水の流出箇所に、これらの物質が公共下水道に流入することを阻止し、当該物質を汚水から分離し、及び当該物質を収集するために有効な装置を設けなければならない。

**油脂等により下水管を詰まらせた場合、
損害賠償を請求されることがあります。**

[過去の事例]

● 油脂が公共下水道へ流出し、下水管を詰まらせた場合

⇒ 原因者により下水管を清掃または清掃費用を負担。

・ **数十万円～数百万円の清掃費用の負担**

● 下水管の閉塞に伴い、第三者に被害を与えた場合

⇒ 周囲の家屋内に汚水が逆流し、汚損被害等による損害賠償が発生。

・ **数百万円～数千万円の損害賠償の請求**